

津市美杉白山レンタサイクル事業実施要綱

平成 27 年 10 月 19 日訓第 78 号

改正 平成 30 年 11 月 30 日訓第 51 号

令和 3 年 6 月 8 日訓第 44 号

令和 4 年 2 月 25 日訓第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、美杉地域及び白山地域における交通手段を提供することにより、美杉地域及び白山地域の活性化及び観光の振興を図るため、美杉地域及び白山地域への来訪者及び市民に対し自転車を貸し出すこと（以下「レンタサイクル事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) レンタサイクル 美杉地域及び白山地域への来訪者及び市民に対し、美杉白山レンタサイクルとして貸し出すことを目的に本市が所有する自転車をいう。
- (2) レンタサイクルポート レンタサイクルの専用駐輪場をいう。

(名称等)

第 3 条 レンタサイクルポートの名称、位置、開場期間及び開場時間は、別表のとおりとする。ただし、市長が管理上必要があると認めるときは、開場期間及び開場時間を変更することができる。

(継続利用の制限)

第 4 条 レンタサイクルは、1 回の申請につき 2 日（貸出日を含む。）を超えて利用することができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(対象者)

第 5 条 レンタサイクルを利用することができる者は、小学 4 年生以上の者であって、レンタサイクルを利用するに当たり安全上支障のないものとする。

2 小学生がレンタサイクルを利用する場合は、その保護者が同伴しなければならない。

(利用の申請)

第6条 レンタサイクルを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、レンタサイクル利用承認申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するときは、運転免許証、学生証又は住所、氏名、生年月日等を確認することができる書類を提示しなければならない。ただし、申請者が小学生の場合は、その保護者が当該書類を提示しなければならない。

(利用の承認)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合はこれを審査し、適当と認めるときは、レンタサイクル利用承認書（第2号様式）を交付し、レンタサイクルの利用を承認するものとする。

(利用の承認の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、レンタサイクルの利用の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) レンタサイクルの管理上支障があると認められるとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めるとき。

(利用の承認の取消し等)

第9条 市長は、利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又はその利用を停止することができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、利用の承認を受けたとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めるとき。

(利用料)

第10条 レンタサイクルの利用料は、無料とする。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、レンタサイクルの利用に関する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償の義務)

第12条 利用者が自己の責めに帰すべき事由により、レンタサイクル及びレンタサイクルポートを損傷し、又は滅失したときは、速やかに市長に対し、レンタサイクル・レンタサイクルポート損傷・滅失届（第3号様式）を提出

するとともに、これを原状に復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。

2 利用者が自己の責めに帰すべき事由により、損害を被ったときは、本市は一切の責任を負わないものとする。

3 利用者が自己の責めに帰すべき事由により、他人又は他人の財物に損害を与えたときは、利用者がその損害を賠償し、本市は一切の責任を負わないものとする。

(遵守事項)

第13条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) レンタサイクルを利用する前に、レンタサイクルに異常がないことを確認すること。

(2) レンタサイクルを適正に管理し、及び利用すること。

(3) 飲酒運転、無謀乗車その他交通法規に違反しないこと。

(レンタサイクルの返却)

第14条 利用者は、レンタサイクルの利用が終了したときは、開場時間内に別表に定めるレンタサイクルポートにレンタサイクルを返却しなければならない。

(委託)

第15条 レンタサイクル事業は、市長が適当と認める法人その他の団体にその一部を委託してこれを行うものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成27年10月20日から施行する。

附 則 (平成30年11月30日訓第51号)

この訓は、平成30年12月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月8日訓第44号)

この訓は、令和3年6月15日から施行する。

附 則 (令和4年2月25日訓第6号)

この訓は、令和4年3月1日から施行する。

別表（第3条関係）

名 称	位 置	開場期間	開場時間
美杉庁舎レンタサイクルポート	津市美杉町八知 5 5 8 0 番地 2	1 月 4 日 から 1 2 月 2 8 日 まで	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで
道の駅美杉レンタサイクルポート	津市美杉町上多気 2 6 7 番地	1 月 4 日 から 1 2 月 2 8 日 まで	午前 9 時から 午後 5 時まで
伊勢奥津駅前レンタサイクルポート	津市美杉町奥津 1 2 8 8 番地 8	1 月 4 日 から 1 2 月 2 8 日 まで	午前 9 時から 午後 5 時まで
家城駅前レンタサイクルポート	津市白山町南家城 8 7 6 番地 3	1 月 4 日 から 1 2 月 2 8 日 まで	午前 9 時から 午後 5 時まで

第1号様式（第6条関係）

（表）

レンタサイクル利用承認申請書

次のとおりレンタサイクルを利用したいので申請します。

なお、レンタサイクルの利用については、裏面の注意事項を遵守します。

申請年月日	年 月 日		
ふりがな		性別	男・女
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日		
保護者氏名	※申請者が小学生の場合は、記入してください。		
住 所			
連 絡 先			
返却予定場所	津市美杉庁舎・道の駅美杉・伊勢奥津駅前		
返却予定時間	年 月 日 午前・午後 時 分ごろ		
備 考			

※ 次の欄には記入しないでください。

承認番号	美・道・奥 第 号
受付場所	津市美杉庁舎・道の駅美杉・伊勢奥津駅前
確認書類	免許証・学生証・その他（ ）
特記事項	

(裏)

注意事項

- 1 利用者が次の事項に該当したときは、利用の承認を取り消すことがありますので、あらかじめご承知ください。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為を行ったとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により、利用の承認を受けたとき。
 - (3) レンタサイクルの適正な管理及び利用を行わないとき。
 - (4) 飲酒運転、無謀乗車その他交通法規に違反する行為を行ったとき。
- 2 レンタサイクルを利用する前に、レンタルサイクルに異常がないことを確認し、貸出中はレンタルサイクルを適正に管理し、及び利用してください。
- 3 道路交通法その他交通法規を遵守し、安全運転を心掛けてください。
- 4 利用者が自己の責めに帰すべき事由により、レンタルサイクル及びレンタルサイクルポートを損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償していただきます。
- 5 利用者が自己の責めに帰すべき事由により、損害を被ったときは、津市は一切の責任を負いません。
- 6 利用者が自己の責めに帰すべき事由により、他人又は他人の財物に損害を与えたときは、利用者がその損害を賠償し、津市は一切の責任を負いません。

第2号様式（第7条関係）

（表）

レンタサイクル利用承認書

次のとおりレンタサイクルの利用について承認します。

申請年月日	年 月 日		
ふりがな		性別	男・女
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日		
保護者氏名			
住 所			
連絡先			
返却予定場所	津市美杉庁舎・道の駅美杉・伊勢奥津駅前		
返却予定時間	年 月 日 午前・午後 時 分ごろ		
貸付担当者印			
承認番号	美・道・奥 第 号		

(裏)

注意事項

- 1 利用者が次の事項に該当したときは、利用の承認を取り消すことがありますので、あらかじめご承知ください。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為を行ったとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により、利用の承認を受けたとき。
 - (3) レンタサイクルの適正な管理及び利用を行わないとき。
 - (4) 飲酒運転、無謀乗車その他交通法規に違反する行為を行ったとき。
- 2 レンタサイクルを利用する前に、レンタルサイクルに異常がないことを確認し、貸出中はレンタルサイクルを適正に管理し、及び利用してください。
- 3 道路交通法その他交通法規を遵守し、安全運転を心掛けてください。
- 4 利用者が自己の責めに帰すべき事由により、レンタルサイクル及びレンタルサイクルポートを損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償していただきます。
- 5 利用者が自己の責めに帰すべき事由により、損害を被ったときは、津市は一切の責任を負いません。
- 6 利用者が自己の責めに帰すべき事由により、他人又は他人の財物に損害を与えたときは、利用者がその損害を賠償し、津市は一切の責任を負いません。

第3号様式（第12条関係）

レンタサイクル・レンタサイクルポート損傷・滅失届

次のとおり損傷・滅失したので届け出ます。

届 出 日	年 月 日
損傷・滅失した物件	レンタサイクル・レンタサイクルポート
損傷・滅失した日時	年 月 日 午前・午後 時 分ごろ
損傷・滅失の内容	
損傷・滅失の理由	

届出者

ふ り が な		性 別	男・女
氏 名			
住 所			
生 年 月 日	年 月 日		
連 絡 先			